

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
病 院	医療安全管理室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医 幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	精神保健指導幹	上司の命を受け、特に指定された困難な精神保健及び精神障害者の療養に関する援助の事務に従事するとともに、当該指定事務について、病院長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	主 幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医 長	上司の命を受け、特に指定された高度の医療技術を必要とする診療等の事務に従事するとともに、診療等の事務の総括の事務に従事する。

	主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	医員	上司の命を受け、医師又は歯科医師の行う事務に従事する。
循環器・呼吸器病センター	感染症対策部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
がんセンター	通院治療部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
小児医療センター	参事	上司の命を受け、小児医療センター新病院の運営に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	副部长	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
部（事務局の部を除く。）	首席技師長	上司の命を受け、極めて高度の知識、経験等を必要とする特に困難な診療放射線技師又は臨床検査技師の行う事務に従事する。
	副部长	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	技師長	上司の命を受け、高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言

がんセンター	臨床 腫瘍 研究 所	主席主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		主任研究員	上司の命を受け、極めて高度の専門的技術の研究に従事する。
		専門研究員	上司の命を受け、高度の専門的技術の研究に従事する。
		主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	科	部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		副部長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
		看護師長	上司の命を受け、特に指定された病棟、外来診療棟等における看護事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
		副技師長	上司の命を受け、相当高度の知識、経験等を必要とする特に困難な栄養士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、放射線の物理学的管理に従事する者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士及び言語聴覚士の行う事務に従事する。
		主査	上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
			言語聴覚士の行う事務に従事する。

			その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
--	--	--	------------------------

附 則

この規程は、平成二十八年一月一日から施行する。